

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五十八 設備規則第四十五条の三の四第三項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置

第 二 条

第 二 条
第 二 条

○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第
---	---	---	---	---------------

○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第
○	○	○	○	備設線無の号八十五第項一第

別表第一号一(3)アの表中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

に改める。

						○		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						○		
						○		

「

様式第七号注4の表中

第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
--------------------	----

」

「

第2条第	第2条第
------	------

を

1項第57号に掲げる無線設備	OV
1項第58号に掲げる無線設備	R U

に定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

└